

小郡市議会基本条例検証結果

平成29年3月24日

議会の活動原則（第2条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none">・ 市民参加の機会拡充については、所管事務調査の積極的な実施により各委員会の各種団体との意見交換会などが定着し、市民に開かれた議会運営ができてきた。・ 18歳からの選挙権付与に伴い、小郡高校および三井高校の生徒との意見交換会は有意義であった。	<ul style="list-style-type: none">・ 政策提案については、視察研修を通して機運は高まったと思われるが、具体的な動きとはならなかった。・ 政策提案を行う組織として政策討論会の開催が必要である。

議員の活動原則（第3条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none">・ 委員会ごとの所管の団体等との意見交換会や研修会など自己研鑽を深める機会は増えてきた。・ 委員会審査での自由討議は定着し、議員の考え方を理解しやすくなり、意見書への反映にも有効だった。・ 議員相互の意見交換が活発化し少しずつ議会の活性化できてきた。	<ul style="list-style-type: none">・ 議論の質の向上が必要である。・ 議員研修（市町村アカデミー研修等）の充実が必要である。・ タブレット活用の推進強化が必要である。・ 市民の多様な意見を把握するためには、ホームページ市議会サイトに投稿コーナーも必要である。

市民参加及び市民との連携（第4条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> 初めての試みとして高校生と意見交換会を実施し、新鮮な考えを聞き議会への期待の大きさを感じることができ、今後の議会活動に生かすことができた。 市民への情報公開は、委員会のインターネット配信など、着実に進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会運営委員会も予算・決算審査特別委員会もインターネット放映が必要である。 ホームページにおける議会活動情報の公開が少ない。委員会と市民団体との意見交換会、行政視察（当年度）など、タイムリーに載せていくべきである。 多様な市民の意見を把握するため、特に女性や若者世代との意見交換会を企画していく必要がある。 これまで実施していない子育て世代や高齢者など対象を絞った意見交換会も検討する必要がある。 市民との意見交換会は実現できたが、その後の政策立案や提案には必ずしも繋がっていない。また議会や委員会が必要と認めた場合は議会の提案や意見として伝えることも検討する必要がある。

議会及び議員と市長等の関係（第5条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> 現在、一問一答方式による質疑応答となっているので問題ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 反問権については、内容を限定せずに規定しているが、まだ活用は無い。 一般質問の執行部との打ち合わせはどうあるべきか検討すべきである。 議会の自由討議の結果、合意した意見書を執行部に提出したが、その後真剣な対応が見えず、どう対処したか追跡する必要がある。 議会基本条例でめざしている二元代表制については執行部にも十分理解してもらうよう議会から積極的働きかけが必要である。 執行部の答弁についてはまだ十分ではない点があり、議論がかみ合わない事もあった。

市長等による政策等の説明（第6条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて説明を求めてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・執行部の説明が不十分な時が多い、積極的に説明を求めていくことが重要である。 ・体育館建設等又まちづくり条例等重要課題は将来を大きく左右するものであり、もっと詳細に事前説明が必要である。 ・様々な計画書が執行部において検討・作成されているが、議会への説明はほぼ出来上がった状態で説明されている。もう少し早い段階で一度は経過状況の説明を受ける必要がある。 ・議会から積極的説明を求める必要がある。 ・条例や計画の情報提供が遅れる事で、議会としての十分な検討ができない事があった。議決事件でないものこそ、早めの情報提供が必要である。

予算及び決算における説明資料（第7条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・予算及び決算資料については、少しずつ改善され解りやすくなった。 ・データファイルが提供された事は大変評価できる。追加資料もデータファイルにしてもらったので、紙資料は削減できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算及び決算説明資料の予算の根拠等、更なる内容の充実を目指す ・決算は施策効果および評価を書く必要がある。 ・前年資料をベースにしているため、形式化しがちであり内容不足で質疑されても答弁できないことが多くあったため、提出資料の内容充実と審査時に持ち込む資料の充実が必要である。 ・ペーパーレスがまだ進んでいないが、資料配布を希望しない議員にはデータファイルのみの提供でもいいのではないか。

法律第96条第2項の議決事件（第8条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・小郡市体育館建設基本計画に関する特別委員会の設置。 ・小郡市協働のまちづくり推進条例の再検討。 ・現在、自治法上、総合振興計画基本構想の策定義務がなくなっているが、市は引き続き策定しており議決案件になっていることはよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議決事件に付す事項を再検討することが必要である。 ・知らないうちに計画ができ上がっていることが多すぎるため、事前の情報提供が必要である。

自由討議による合意形成（第9条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・自由討議による合意形成は、議会がめざすべき形であり、手探りながらあらゆる場面で行なうことが定着し、一定の成果を収めてきている。 ・皆（議員）から意見が出るようになってきた。又雰囲気的にも意見を出しやすくなっている。 ・決算審査特別委員会で自由討議を行い、意見書を提出した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・さらに自由討議を充実させ有意義な討議になるよう努めたい。 ・政策討論会を開催し、市議会としての政策提案を行う。 ・まず、常任委員会で合意形成する。その後、全体（予算・決算審査特別委員会）で行う。合意形成できたものを条例化する等、流れをつくる必要がある。 ・議論された案件が政策実現まで繋がっていない。

委員会の活動（第10条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・行政視察後の本会議での報告、関係部署との意見交換を行った。 ・各委員会での年間活動計画に沿った行政視察報告や調査活動及び市民団体等との意見交換は具体的な成果を収めることができた。 ・テーマに沿った研修を行い、委員会を代表した一般質問ができた。 ・保健福祉常任委員会では行政視察の結果を織り込んで副委員長が委員会を代表して一般質問し、視察から質問までの流れを作り市民に視察の意義を示した。 ・各委員会において目標や課題への各種団体・関係課との意見交換会が積極的に行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換や調査研究を充実させて政策提案に繋げていくことが必要である。 ・年間調査事項について調査報告を取りまとめることも必要である。 ・参考人制度及び公聴会制度の活用については、引き続き今後の課題である。 ・関係団体、執行部との積極的意見交換をさらに進める必要がある。 ・年間活動計画の充実が必要である。

議員研修の充実強化（第11条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 常任委員会主催による全体研修は、いずれも各常任委員会のテーマに沿ったもので充実したものとなった。また、議員間の共通認識が高まった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ さらに専門的な研修に繋がっていくことを期待する。 ・ 行政視察報告は充実してきているが、報告を受けた執行部のその後の対応は十分とは言えず具体的な動きに繋がっていない。 ・ 市町村アカデミー等研修への個人・グループ参加の予算確保が必要である。 ・ 今後も現場主義で、議員全員が研修機会を増やすことが必要である。

議会事務局の体制整備（第12条）	
成 果	課 題
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法制職員常置の必要はないが、調査補助的な人員確保などさらに強化が必要である。 ・ 情報収集のための体制作り。予算確保のための機能の付加。

議会広報の充実（第13条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会だより紙面の改革により分かりやすい紙面づくりへの努力が伺え、読みやすくなった。 ・ 一般質問の一人あたりの枠が広がったので、より詳しく報告できるようになった。 ・ 議会だよりの構成も少しずつ改善されており、議会広報特別委員会の役割も十分果たせている。 ・ あすてらすホールにて、議会本会議（一般質問）のインターネット中継を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会だよりのさらなる改革が必要である。 ・ 本会議のインターネット中継の校区公民会等公共施設での中継拡大が必要である。 ・ 現在の議会ホームページでは、議会改革の内容が見えてこないのが、ホームページの内容を充実させることが必要である。 ・ 議会や委員会中継、ホームページや今後は SNS の利用まで業務に入るとすれば、特別委員会の役割を見直して常任委員会にすべきである。 ・ 議会広報特別委員会委員の身分確保が必要である。

その他 これまで（５年間）の取り組みについて	
成 果	課 題
	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなる議会予算の確保が必要である。 ・議会規則の定期的な見直しが必要である。 ・通年議会について検討（メリット・デメリット等）する必要がある。 ・議長立候補制の導入について検討する必要がある。 ・議案・資料等のペーパーレス化推進を検討する必要がある。 ・議員の説明、傍聴者の理解のため議場に大型ディスプレイの設置が必要である。